

■ 下関市の保育料 ※令和8年度

(1) 生活保護世帯等、市民税非課税世帯等、要保護者等世帯(ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯等) (円/月額)

階層区分		3号認定子ども (R5.4.2生～ 3歳未満児保育園タイプ)				
区分	定義	第1子		第2子以降	きょうだいの数え方	
		保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	同一生計のきょうだいの全員を数える	
B	市民税非課税世帯、里親等	0	0	0		
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	6,000	6,000	0		
D1	市民税所得割 課税所得額	48,600円 未満	6,000	6,000		0
D3		58,800円 未満	6,000	6,000		0
D5		77,101円 未満	6,000	6,000		0

(2) その他の世帯 (円/月額)

階層区分		3号認定子ども (R5.4.2生～ 3歳未満児保育園タイプ)				
区分	定義	第1子		第2子以降	きょうだいの数え方	
		保育標準時間	保育短時間			
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	13,600	13,400	0	同一生計のきょうだいの全員を数える	
D2	市民税所得割課税額	48,600円 未満	15,600	15,400		0
D4		57,700円 未満	20,200	19,900		0
		58,800円 未満	20,200	19,900		0
D6		77,101円 未満	24,900	24,500		0
D7		97,000円 未満	28,000	27,600		0
D8		108,600円 未満	32,600	32,100		0
D9		169,000円 未満	40,000	39,400		0
D10		211,201円 未満	43,600	42,900		0
D11		230,100円 未満	45,400	44,700		0
D12		301,000円 未満	55,000	54,100		0
D13		397,000円 未満	59,400	58,500		0
D14		397,000円 以上	78,000	76,800		0

【保育料の注意事項】

- 保育料には、給食(材料)費が含まれています。
- 3歳以上の教育・保育認定子どもに係る保育料は「無料」ですが、満3歳になった日の属する年度中は上記の保育料が適用されます。(1号認定子どもを除く)
- 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間のこども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間のこどもが対象です。
- 行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。

【保育料の階層判定の注意事項】

- 「要保護者等世帯」は、生活保護世帯のほか、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた人(在宅の者に限る)等がいる世帯です。
- 「ひとり親世帯」の認定は児童扶養手当の受給状況によって判断しますので、児童扶養手当の受給申請をしない場合はご相談ください。
- 父母の合計所得が48万円未満の場合は、同居している直系親族(祖父母等のうち家計の主宰者と判断される方)の課税額を合算します。
- 市民税所得割課税額は、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除等の税額控除前の金額です。
- 4月から8月までの階層決定は「前年度の市民税額」、9月から3月までの階層決定は「当該年度の市民税額」をもとに階層を決定します。

下関市子ども未来部幼児保育課入園給付係 (電話 083-231-1929)